

震災時における協力に関する協定書

山武郡市広域水道企業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、震災等により甲の水道施設が被災した場合の協力について次のとおり協定を締結する。

（業務）

第1条 甲が乙に依頼する業務は、次に掲げるものとする。

- （1）復旧工事
- （2）復旧に必要な資材の供給
- （3）前各号に付帯する業務

（要請）

第2条 甲は、前条に定める協力の要請をするときは、文書・電話等により業務内容を明示して行うものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（契約）

第3条 前条第2項に係る契約については、後日締結するものとする。

（連絡担当部門）

第4条 この協定に係る甲乙間の相互連絡担当部門は次のとおりとする。

甲 千葉県東金市家徳361-8番地
山武郡市広域水道企業団
施設課 計画班
電話 0475-55-7855

乙

2 前項の連絡部門に変更が生じたときは、甲又は乙は文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成9年3月31日までとする。但し、有効期間満了の1月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項は又疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成8年7月29日

甲 千葉県東金市家徳361-8
山武郡市広域水道企業団
企業長

乙